

総合対処法訓練等の一層の推進について

令和 7 年 3 月 26 日
大通達甲（警）第 9 号
大分県警察本部長から本部
各課・所・隊長、警察学校
長、各警察署長宛て

（概 要）

この通達は、警察官が職務執行の現場で刃物等の凶器を所持した犯人等と対峙する場面において、受傷することなく犯人等を制圧し、及び検挙するために必要とされる柔軟かつ迅速・的確な判断能力及び対処技能を修得させ、及び向上させるための総合対処法訓練について定めているもの。